

告 示

埼玉県告示第二百七十九号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定により指定の辞退があつたので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

平成二十九年三月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

医師の氏名	指定障害区分	医療機関の名称	医療機関の所在地	辞退年月日
田内 光	聴覚障害、平衡機能障害、 音声・言語機能障害、そ しゃく機能障害	国立障害者リハビリテーションセン ター病院	所沢市並木四―一	平成二十五年四月一日
鈴木 康司	聴覚障害、平衡機能障害、 音声・言語機能障害、そ しゃく機能障害	国立障害者リハビリテーションセン ター病院	所沢市並木四―一	平成二十七年九月三十日
松本 定俊	心臓機能障害	医療生協さいたま生活協同組合埼 玉協同病院	川口市木曾呂千三百十七	平成二十八年三月一日
仲泊 聡	視覚障害	国立障害者リハビリテーションセン ター病院	所沢市並木四―一	平成二十八年三月三十一日
丸田 浩貴	肢体不自由	国立障害者リハビリテーションセン ター病院	所沢市並木四―一	同
秀嶋 周	ぼうこう又は直腸機能障 害	医療法人社団協友会メデイカルト ピア草加病院	草加市谷塚一―十一―一	平成二十八年八月二十一日
岩谷 力	肢体不自由	国立障害者リハビリテーションセン ター病院	所沢市並木四―一	平成二十八年十二月一日

種子田 齋

肢体不自由

埼玉医科大学病院

八 入間郡毛呂山町毛呂本郷三十

同

小濱 卓司

肢体不自由

医療法人清和会新所沢清和病院

所沢市神米金百四十一―三

平成二十八年十二月五日

富岳 亮

肢体不自由

埼玉医科大学病院

八 入間郡毛呂山町毛呂本郷三十

同

土屋 沙緒

肢体不自由

埼玉医科大学病院

八 入間郡毛呂山町毛呂本郷三十

平成二十八年十二月六日

関根 迪弋

肢体不自由、心臓機能障
害、ぼうこう又は直腸機
能障害

社会医療法人刀仁会坂戸中央病
院

坂戸市南町三十一―八

平成二十八年十二月八日

横田 法子

視覚障害

医療法人社団鴻愛会こうのす共
生病院

鴻巣市本町六一―五―十八

同

滝川 知司

肢体不自由

医療法人光仁会春日部厚生病院

八 春日部市緑町六一―十一―四十

平成二十八年十二月十五日

岩波 将輝

視覚障害

国立障害者リハビリテーション
センター病院

所沢市並木四―一

平成二十八年十二月二十日

石田 清

じん臓機能障害、ぼ
うこう又は直腸機能
障害、小腸機能障害

埼玉医科大学病院

入間郡毛呂山町毛呂本郷三十八

平成二十八年十二月三十一日

原 雄将

視覚障害

東松山市立市民病院

東松山市大字松山二千三百九十
二

同

中川 琢三

肢体不自由

医療法人社団長実会中川整
形外科医院

所沢市上安松千二百四十六―四

平成二十九年一月三十一日

松山 秀樹

ぼうこう又は直腸機
能障害、小腸機能障
害

医療法人財団明理会イムス
富士見総合病院

富士見市大字鶴馬千九百六十七
―一

平成二十九年二月二十八日